

県立勤労者福祉施設の在り方について(最終報告)の概要

1 県立勤労者福祉施設の概要

名称	開所年度	主な施設内容
佐久勤労者福祉センター	S42 (改築H13)	ホール、会議室
飯田勤労者福祉センター	S42 (改築H8)	体育館、研修室
松本勤労者福祉センター	S47	会議室
伊那勤労者福祉センター	S50 (改築H13)	体育館
中野勤労者福祉センター	S55	会議室
木曾勤労者福祉センター	H2	ホール、会議室
戸倉野外趣味活動センター	S50	野球場、テニスコート

勤労者福祉センター…当初、市立等を含め10広域に整備
H19に長野県勤労者福祉センターが廃止されており、
現在、県立の勤労者福祉センターは6施設
いずれも市(町)有地(一部市の借地あり)に県が整備

野外趣味活動センター…1施設のみ、千曲市に所在

いずれも所在する市・町が指定管理者となっており、
使用料等で賄えない経費は市・町が負担して運営
県が100万円を超える改修・修繕を行うが、実質的な運営は
市・町が行う体制

管理経費に占める市・町負担額の割合(H21・22年度)

年度	佐久	飯田	松本	伊那	中野	木曾	戸倉
H21	44.8	58.7	76.8	59.7	83.8	65.1	96.3
H22	52.9	58.8	70.9	59.1	86.0	64.8	96.7

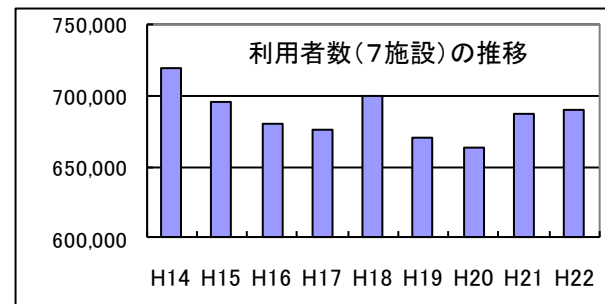
2 県立勤労者福祉施設の利用実態等

利用者数

施設・年度によって差が大きい、ピーク年と比較すると
減少傾向が顕著な施設も

平成21・22年度の利用者数をピーク年と比較

	佐久	飯田	松本	伊那	中野	木曾	戸倉
H21	100	79.0	81.4	68.6	65.6	67.3	55.7
H22	91.0	84.8	83.5	59.5	55.5	67.8	100



同一広域内での利用件数に占める所在市町の割合(H21)

	佐久	飯田	松本	伊那	中野	木曾	戸倉
	73.8	88.2	90.8	95.0	90.6	85.5	91.4

会議室を中心とする施設における利用団体(H21)

種類	佐久	飯田	松本	中野	木曾
企業等	53.0	35.0	35.4	43.1	20.7
サークル・個人	21.0	28.9	7.6	5.1	49.4

利用団体の住所

所在市町の割合が高く、広域内の他市町村の利用が少ない

利用団体の種類

会議室を中心とする施設では、木曾を除いて「企業等」の
割合が最も高い

稼働率

各室の稼働率(1日1回でも稼働のあった日の割合)は施設
によって大きな差があり、概ね80%前後と高い稼働率を示
す施設がある反面、すべての室が50%を下回る施設も

佐久…すべての室が50%以上
中野…すべての室が50%未満

各室の稼働率の状況(H21)

80%以上, 22.2%	50-80%, 33.3%	50%未満, 44.4%
-----------------	------------------	-----------------

3 県立勤労者福祉施設の在り方に関する基本的な考え方

県立勤労者福祉施設の抱える課題

- ① 会議室を中心とする施設では、営利に関わる利用が比較的多く、条例に定められた「勤労者の福祉増進」という施設の目的との乖離が生じている。
- ② 一部の施設では稼働率が低く、利用が低調にとどまっている。
- ③ 施設の利用が所在市町に偏っており、広域内で広く利用されている状況にない。また、整備する主体(県)と実質的な運営主体(市町)が異なっており、地域の実情に応じた機動的な運営、活性化に向けた対策を実施しにくい状況にある。



施設の在り方に関する基本的な考え方

○ 利用者数の減少など、活性化に向けた検討が必要な状況にはなっているが、高い稼働率を示す施設もあり、現在においても合計で年間延べ約69万人が利用。
また、建物も一部老朽化が進んでいるが、多くはまだ長期の利用が可能。
個別には存続の必要性について検討を要する施設があるものの、総体としては施設の閉鎖・廃止を直ちに検討しなければならない状況にあるものとは認められない。

○ 整備は県が行い、実質的な運営は市町に委ねるという役割分担が行われてきたが、教養・文化活動やスポーツ活動の場を提供する行政サービスは、本来、住民に最も身近な行政主体である市町村が行うことが望ましい。県は、施設の整備が必ずしも十分でなかった時代に整備を担い、県民の需要に応じてきたが、市町村等によって整備が進んだ現在においては、県が整備に関与する必要性は乏しくなっている。

既に県内全域に勤労者福祉センターを設置する体制が崩れていることや、現在の利用実態、県の厳しい財政状況等を考慮すると、今後県が新たに施設の改築を実施することは困難。

○ 所在市町の住民・団体の利用が非常に多いこと、各施設は既に周囲に存在する市町の施設と一体的に又は連携して運営されている例が多いことなどを考慮すると、現在ある施設の積極的な活用を図るためには、市町がその地域の実情に応じて自由な運営を行い得る体制を構築することが有効。

整備の主体と実質的な運営主体が異なっていることから生ずる運営上の課題を解消するために、指定管理者である市町に施設を譲渡し、その自由な運営に委ねることを基本として、今後の各施設の取扱について市町と協議を進めていくべき。

現時点では譲渡・移管に対する市町の考え方は様々であるが、いずれも今後必要となる施設の改修・修繕に対する財政負担についての懸念が強いため、利用者が今後施設を安全かつ快適に使用していく上で必要な改修・修繕を県において行うなど、市町の当面の負担軽減に配慮することが必要。各市町は協議には応ずる意向であり、こうした条件を真摯に話し合い、受け入れを市町に促していくことが望ましい。

また、市町が受け入れを決定するまでには相当の時間を要すると考えられるため、次期の指定管理期間(平成24～26年度を予定)を協議と移管に向けた準備期間とすることが望ましい。この協議期間内に、施設ごとの状況を踏まえて十分な話し合いを行い、それぞれの方向性を明確にしていく必要がある。

今後、県に求められる姿勢と役割

- 対等な立場での協議・市町との協力関係の維持
- 市町が施設を運営していくための環境づくり
- 設置者としての責任を踏まえた当面の適正な運営
- 利用者の利便性の確保